

「御用日記」にみる幕末の宮崎

—「湯地栄四郎日記」を読む—

Miyazaki of the Late Tokugawa Period to Know from a Public Diary

大賀 郁夫

キーワード 宮崎代官・勘定人 大庄屋 庄屋 年貢・諸役
郡中銀勘定 献納銀 往來 雨乞い 溜池

近世期の延岡藩領宮崎郡村々に関する庄屋日記は、管見の限り現在二冊しか残されていない。このうち跡江組浮田村庄屋を勤めた湯地栄四郎が残した「諸品控帳」は、安政二年末から明治三年八月まで記された御用日記である。内容としては郡内の村民関係や年貢諸役、寺社祭礼、往来、生業・生活、事件・騒動など多彩である。この御用日記から幕末期の宮崎郡村々がどのような状況にあったのか、村民たちはどのように生きていたのかを明らかにするために、四章に分けて考察した。

第一章では宮崎郡支配の仕組みについて、宮崎役所と組・村との関係、代官と村民、大庄屋元詰を通して明らかにした。第二章では宮崎郡の年貢と諸役について、太田組を対象に年貢上納米と運上銀、郡中勘定および献納賦課銀について考察した。第三章街道と村では、宮崎郡を往来する諸階層の実相と長州出兵時の出役状況を明らかにした。第四章では、災害とその対策のあり方を示すとともに、郡中の灌漑用水（溜池）の造成状況について明らかにした。

目次

はじめに

一 宮崎郡支配の仕組み

- (一) 宮崎役所と組・村
- (二) 宮崎役所と村民
- (三) 大庄屋元詰勤

二 街道と村

- (一) 宮崎郡往来と対応
- (二) 薩英戦争と長州出兵

三 宮崎郡の年貢と諸役

- (一) 太田組の年貢・諸役
- (二) 郡中銀勘定
- (三) 献納銀賦課

四 雨乞いと治水

- (一) 災害とその対策
- (二) 宮崎郡の溜池

むすびにかえて

一
二章では宮崎郡の年貢と諸役について、太田組を対象に年貢上納米と運上銀、郡中勘定および献納賦課銀について考察した。第三章街道と村では、宮崎郡を往来する諸階層の実相と長州出兵時の出役状況を明らかにした。第四章では、災害とその対策のあり方を示すとともに、郡中の灌漑用水（溜池）の造成状況について明らかにした。

命じられる。同四年十月には褒美米三俵を藩から賜り、翌年正月五日には郡惣代として年頭挨拶のため出岡している。

安政六年十二月晦日、栄四郎は太田組大庄屋元詰を免じられ、翌年正月六日に浮田村に引き上げた。文久三年三月二十二日、浮田村庄屋を勤めていた栄四郎の長男栄蔵が病死すると、孫栄次郎がわずか一歳（公文書上は「五歳」）で庄屋役に就任し、栄四郎は栄次郎の心添と隣村生目村庄屋後見を命じられ慶応元年まで勤めている。栄次郎は同四年七月に病気を理由に庄屋を免じられ、小松村庄屋長嶺合兵衛が跡庄屋を勤めることになる。

一 宮崎郡支配の仕組み

（一）宮崎役所と組・村

「日記」をもとに、宮崎役所と組・村の関係、および組と村の関係について、特に人事や交際の面から中心に見ていきたい。

栄四郎の「日記」には、宮崎郡の大庄屋・庄屋および年寄の相続や人事に関する記事が多く散見する⁽⁵⁾。大庄屋についてみると、文政三年に跡江組大庄屋椎寛吾が種子夫食米横領を理由に罷免・追放され、小松村庄屋長嶺合兵衛の兼任を経て、大瀬町村庄屋松浦市郎が大庄屋に就任した。同年十一月、瓜生野組大庄屋後藤六郎左衛門が村入用・出錢をめぐる村方騒動で退役に追い込まれ、翌年二月に小松村庄屋長嶺合兵衛が後任となるが天保元年三月に病死した。同年六月に跡江組富吉村庄屋清水平太が後任となり、同

九年十月まで勤めた。同年十一月には大島組上別府村庄屋島原津之助、同十二年十一月には跡江組浮田村庄屋であった栄四郎が大庄屋に就任し、弘化元年十一月まで勤めている。同年からは村横目清水平治が大庄屋となり、維新を迎える。組ごとに置かれた大庄屋の後任は必ずしも同組から選出されるわけではなく、瓜生野組のように他組の庄屋がなる場合もみられた。⁽⁶⁾

庄屋の場合も同じ傾向が見て取れる。安政四年四月の下北方村庄屋小川作左衛門や、翌年八月の池内村庄屋島原龍次郎、文久二年九月の大塚村庄屋富永祐右衛門らの場合のように、本人の跡式をその子供が継承する例が一般的ではあった。しかし、安政四年八月に大瀬町村庄屋小川栄右衛門が跡式を粹吉五郎に継がせ、本人は跡江組富吉村庄屋となつた例や、同七年十二月に跡江組大庄屋松浦市郎の粹市蔵が大島組上別府村庄屋となつた例なども少なくない。このように、組や村という枠にとらわれず、郡というレベルで大庄屋・庄屋の人事が行われていたことが分かる。そのほうが人材面でも有効であったと考えられる。

ここで庄屋の相続のあり方にについて、湯地家を事例に「日記」からみておこう。栄四郎の長男栄蔵は一歳で父栄四郎の見習いを勤め、三十歳で浮田村庄屋となつて一〇年目になる文久三年三月二十二日、長戸いの末に病死した。栄四郎は悲しむ暇もなく慌ただしく二十四日の葬式、初七日の寺参りを済ませた。三五日に当る四月六日、孫栄次郎への跡庄屋就任が認められ、栄四郎に庄屋後見が命じられた。栄次郎二歳、栄四郎六九歳の時のことである。形式的に浮田村中一統から栄次郎の庄屋就任を願う嘆願書が出された。

はじめに

近世地域社会論の二つの大きな潮流、すなわち地域運営論と社会的権力論については、今まで多くの研究成果が蓄積されてきた。特に後者ではその論じられ方として、近世後期に展開する地域運営システムを評価する立場や、地域社会を構成する単位社会の構造分析などを通じて、土地ごとに独自な人々の生活世界の歴史的変容を見通そうとする立場、これらと一定の距離を置くような立場が見られる^①。いずれにしても、生業のあり方や村役人層の役威・権力、政治的地位相、村内の階層構造など多角的視点からのアプローチが必要であり、村役人とともにそれ以外の地域社会構成要素がその地域に果たした役割についても、各地域ごとに検証していくことが求められている。

そこで小稿では、幕末期に記された庄屋御用日記を素材に、当時の地域社会像を明らかにすることを目的とする。対象地域は日向延岡藩領宮崎郡村々である。この御用日記（以下「日記」と略称する）は、同郡浮田村庄屋を勤めた湯地栄四郎が、庄屋および大庄屋元詰の立場で、安政二年十二月から明治三年八月まで書き留めた組・村運営に関する記録に加え、栄四郎が体験もしくは風聞した事柄、それに過去の出来事や先例など備忘録的性格を合わせ持っている。内容的には、宮崎郡組・村の村役人人事関係、年貢諸役関係、寺社宗教・祭礼関係、交通関係、事件・騒動関係、生業・生活関係など幅広い分野に亘っている。^②

現在、宮崎郡に関する庄屋日記は、管見の限り一冊しか残されて

いない^③。いずれも書かれた時期が幕末期に限定されており、分量も決して多くはなく、史料的な限界もあるが、幕末期宮崎郡の様子を明らかにする上で貴重な史料である。この「日記」を通して、幕末期の日向国宮崎郡村々がどのような状況にあったのか、村人はちはどのように生きていたのかについて明らかにしていきたい。

なお、本文中の史料は断らない限りこの「日記」の記事である。

本論に入る前に、延岡藩領宮崎郡村々と、浮田村庄屋である湯地家の系譜について概観しておこう。延岡藩の飛地宮崎郡は、延岡藩主の交替にともない延岡藩領・幕領を繰り返し、藩主内藤家が入封する延享四年以降は延岡藩領として維新を迎える。延享四年の郷村高帳によれば二万三八〇四石余、郡内二四カ村は四つの組に分けられ、組には大庄屋、村には庄屋が置かれた。大島組下北方村には宮崎役所が置かれ、藩郡方から宮崎代官と勘定人が派遣され、郡からは手代・郷組など一〇数人が採用されている。^④

湯地家の出自は詳らかではないが、栄四郎の祖父小左衛門（一七三三年生／一八一六年没）が宝暦年間に跡江組浮田村庄屋を勤めていたことがわかる。庄屋役は栄四郎の叔父又四郎に受け継がれ、栄四郎は遅くとも文政四（一八二二）年には浮田村庄屋として名前がみえる。栄四郎の父貞兵衛については不明である。天保十二年十一月、栄四郎は大淀川の北岸に位置する瓜生野組大庄屋に抜擢され、弘化元年十一月まで勤めている。

瓜生野組大庄屋を免じられた栄四郎は跡江村へ帰り、浮田庄村屋に復帰した。安政元年、栄四郎は庄屋役を憚る蔵に譲って庄屋心添役となり、翌年にはその経験を買わせて太田組大庄屋元詰を

五月九日には村中で庄屋就任祝の宴席が持たれ、一一〇人が集まつた。各人から酒代四八文宛が取り立てられ、湯地家からは酒一斗・吸物一ツ・肴二ツ、それに豆腐二三八丁が振る舞われた。

また同月二十三日には栄四郎が栄次郎を伴い、就任祝として宮崎役所と大庄屋元を訪れ、代官一人・勘定人三人に金一步宛、手代に

錢一貫文を献上している。さらに栄次郎の後見御札として、代官・勘定人とともに跡江組大庄屋松浦市郎にそれぞれ錢一貫文宛を献上するなど、幼くして庄屋に就任した栄次郎への配慮が窺われる。

慶応元年八月、七一歳になつた栄四郎は老年病身を理由に庄屋心添および生目村庄屋後見役を免じられ、漸く隠居の身となつた。

同日、代わつて宮崎役所手代の頼傳蔵が浮田村詰を命じられ、栄次郎の後見をすることになった。頼傳蔵の後見は同三年七月に同人が病死するまで続くが、翌年七月には病氣を理由に栄次郎が庄屋を免じられる。一八歳であった。これまでの精勤に対して苗字・刀御免はそのままであった。跡庄屋は小松村庄屋の長峯合兵衛が勤めることになり、空き家を買い取り移り住んだ。七月二十四日には庄屋就任祝があり、栄次郎は錢一貫文、年寄・蔵役らは各五〇〇文を出したほか、一人二〇〇・五〇〇文宛が取り立てられている。一〇〇年以上に亘り浮田村庄屋役を勤めてきた湯地家であるが、以後長峯家が勤めることになる。

(二) 宮崎役所と村役人

栄四郎の「日記」には宮崎代官や勘定人に関する記事も多い。代

官・勘定人の特徴の一つは、見習い期間を含めるとかなり長期間在任していることであり、組や村の長である大庄屋や庄屋たちと深い関係を築いていた。ここでは宮崎代官・勘定人と組・村の村役人たちの関係についていくつか事例を見てみよう。

宮崎代官・勘定人が赴任・離任する場合は次のような定式が取られていた。

一宮崎御役所御代官・御勘定人様方御送・繰替之節、御出・御引越之節者佐土原迄御送り、迎ニハ郡中ち庄屋老人宛佐土原迄罷出、其節者吸物一ツ取・肴三ツ・御茶付差出申候、宿御札壹貫文ツ、前々ろ此通致来候

送迎には庄屋が一人佐土原まで出向き、吸物や肴・茶付等を振る舞つた。万延元年五月二十七日、嘉永五年から七年間勘定人を勤めた中野栄助は城附の内郷代官に転職となり宮崎を引き揚げているが、中野は「長々御世話ニ相成候」として郡中庄屋・別当に酒を下して別れを惜しんだ。同年に宮崎代官に昇任した佐藤嶋之助は、七月朔日に宮崎役所に入ったが、栄四郎たちは花ヶ島町まで出迎え、佐土原までは村角村庄屋長友武三郎が出迎えた。「宅江者ばん九ツまへニ立帰り申候」とあるので引越は夜中までかかつたらしく。新代官の就任祝いは同月七日に催され、郡中の大庄屋・庄屋・別当たちが役所に集まり佐藤を囲んだ。その後佐藤宅まで行き、吸物一ツ・酒すしが振る舞われた。なお佐藤は明治二年まで代官を勤めている。

代官・勘定人の葬祭はどうだったのだろうか。「日記」から文久

乍恐以書付奉願上候御事

当村庄屋湯地栄蔵儀、此度病死仕候ニ付、跡庄屋之儀同人倅栄次郎儀当亥十五歳罷成候処、人品茂宣御座候間庄屋役被為仰付被下候様村中一統奉願候、右之趣旨被仰付被下候様奉願上候、以上

文久三年亥三月

浮田村百姓代 勇四郎

同 同 村年寄 新左衛門 長嶺幸兵衛

直藏

重右衛門

井上弥作

文久三年

(差出人略)

右之通願出申候ニ付吟味仕候處相違無御座候間、奉願上候通

被為仰付被下候様奉願上候、以上

跡江組大庄屋兼帶

松浦市郎

宮崎御役所

「日記」では栄次郎の年を「一三歳」としているが、願書では「一五歳」としている。また、これに加えて百姓代・年寄ら連名による宮崎代官宛の「庄屋請負証文」が出された。

差上申請負証文之事

一当村庄屋湯地栄蔵役病死ニ付、跡庄屋之儀同人倅栄次郎、此度村中願之通庄屋役被仰付難有奉存候、以来御年貢銀穀之儀者不及申上、其外萬上納可仕品少茂無滞急度上納可仕候、自然庄屋引負不埒之儀御座候ハ、御地頭様江一切不申上、村中ニ而

不銀穀御上納之品急度弁相納可申候、不及申上候得共不依何事從御上様被仰付候御用之儀、違背不仕堅相勤可申候、右栄次郎不埒之儀仕候ハ、本人者不及申上、村中江御掛可被遊候一向後不覺悟成儀仕候ハ、寄合異見加、夫共承知不仕候ハ、御役所江申上、庄屋立替之儀御願可申上候、惣而御訴訟申上候節、大勢罷出候得者村方痛ニ罷成候間、願立候者老兩人罷出候様可仕旨被仰渡奉畏候

一村中寄合酒宴保養ヶ間敷儀仕間敷候、并諸勤進取持申間敷候尤少々之出銅賴母子無尽等惣而取持申間敷候

右之趣相背申候ハ、、村中何様被仰付候共一言之儀申上間敷候、為後日證文差上申候、以上

（差出人略）

浮田村では病死した庄屋栄蔵の倅栄次郎を跡庄屋に立て、年貢銀穀の上納を確約するとともに、万一「庄屋引負不埒」があれば宮崎役所へ訴出ることはせず村中で対処すること、栄次郎が「不埒」をすることがあれば庄屋のみならず村中が責任を負うことを明言するとともに、庄屋に「不覺悟（失敗）」があれば役所へ庄屋の交替を願出るが、その際に一両人が出頭すること、村中で寄合い酒宴をしないこと、諸勘定等の周旋をしないこと等を誓約している。但し「日記」には小文字で「右之通庄屋替之節ハ、此通ニ願書差上置候」とあるように、雛形に準じて作成されたことがわかる。

が若死にしたり何らかの不都合がある場合には、成人して一人前になるまでの間他村の大庄屋・庄屋経験者が後見人となつた。ここでは安政二年十二月から同六年十二月まで太田組大庄屋元詰を勤めた栄四郎を例にみてみよう。

跡江組浮田庄村屋心添・生目庄村屋後見を務めていた栄四郎が、太田組大庄屋元詰を命じられたのは安政二年十二月朔日のことである。庄屋心添と後見はそのままで、同所詰中は米五俵宛支給された。翌安政三年二月二十日に栄四郎は浮田村から太田組の郷藏元に移るが、同組大庄屋猪八重亭蔵の強い勧めにより四月二十九日大庄屋元へ移つた。以後、同六年十二月まで大庄屋亭蔵とともに太田組村々の指導に当たることになる。

栄四郎が大庄屋元詰期間に携わった勤方は、太田組の年貢勘定や藩からの御用調達銀賦課の割振り、神社破損修復の手配や無住寺への跡住持の世話、藩役人来宮時の接待や溜池普請時の人足手配、庄屋・部当たちの養子斡旋など多岐に亘る。このうちいくつかの事例を「日記」から示そう。

一米貳百五拾俵

一同式百九拾俵 御改米四斗壹升六合

一同四拾五俵

メ米五百八拾五俵

此貴目拾六メ貳百目も同四百五拾目迄

右者當辰御物成米之内、大坂廻米日高清次郎船江御積立被仰付、書面之通相渡申候、以上

辰十月

太田組大庄屋詰

宮崎御役所

湯地栄四郎

これは安政三年の太田組の年貢米五八五俵を大坂へ廻送するために福島町日高清次郎船に渡したとする宮崎役所宛の証書である。

これに対する清次郎から栄四郎宛の請取書も記されている。この場合請取書の宛名は栄四郎一人であり、太田組の年貢米取扱いという重役を担っていたことが分かる。

また、太田組福島町の衰微を憂い、福島町年寄日高七兵衛・大庄屋猪八重亭蔵とともに宮崎役所に次のような願書を提出している。

乍恐以書付奉願上候御事

福嶋町之儀辺鄙之場所ニ而諸人通路茂少々、近年次第ニ町中

衰微ニ相成候ニ付、立直之儀種々相談仕候得共、外ニ心付之儀茂無御座候間、以御憐愍町中為潤毎年七月十二日、十二月廿八日兩度定日相立、諸品交易御免被成下候様奉願上候、尤猥なる儀無御座候様急度取締相付可申候間、右願之通被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

巳四月

福嶋町年寄

日高七兵衛 印

太田組大庄屋元詰

湯地栄四郎 印

同組大庄屋兼帶

猪八重亭蔵 印

なお、この願出は閏五月五日付で願通りに許可されている。

宮崎郡村々では災害による神社の破損が多く、その修復費用の捻出に頭を痛めた。次の史料は、安政五年四月に太田村の天満宮修復について役所に提出した願書である。

文久三亥年

是ハ御勘定半三郎様父様

年六十六才

壱ツ・取肴六七程茂出申候（後略）

一菅波平右衛門様、長々御病氣ニ付二月廿九日朝御病死被成候、取置者同晦日ニ有之候、其節榮藏不快ニ付名代年寄弥作遣し申候、郡中郷士ニ郷足輕・寺社人・山伏中罷出、是ハ御悔ニハ三月六日ニ郡中庄屋中同道ニ而罷出申候趣、一統ニ而金子包ニ而差出申候、其段扣置候、羽織袴ニ而罷出

是ハ七月益悔、郡中庄屋中包ニ而差出、其節ハ大庄屋中ばかり罷出被申候

平右衛門は文政三年に宮崎勘定人として赴任し、勘定人を一九年勤めた後天保九年に代官に昇任して、以来万延元年に隠居するまで二三年間、計四一年間役所を勤めた人物である。隠居後も俸半三郎が勘定人を勤めていることもあって宮崎に留まっていたようである。大庄屋や庄屋をはじめ郷士・郷足輕・寺社人・山伏に至る大勢が葬儀に参列している。また七月には初盆が執り行われたが、この時は大庄屋のみが参列した。

勘定人の葬送についてはどうだろう。安政七年四月に病死した小川清太郎の場合をみてみよう。「日記」には次のように記されている。

一小川清太郎様、年四十二才ニ而長々御病氣ニ付、申四月六日暮ニ御病死被成候、御取置者同七日ニ御座候、其節者郡中庄屋・部当上下ニ而前々之通罷出相勤申候、其節寺社人・山伏・郷士格・年寄中・郷足輕中茂罷出候、郷士ハ五百文程宛、年寄・郷足輕ハ老人前三百文宛御悔ニ差出申候、其節者吸物同四月十一日ニ御悔ニ郡中庄屋・部当罷出申候、其節者吸物

(三) 大庄屋元詰勤

大庄屋・庄屋の相続では、多くの場合幼少期から庄屋見習いとなり、当主の隠居後に跡を継ぐのが一般的であった。しかし当主

清太郎は父本太が病気のため廃嫡されたあと嫡孫となり、天保六年十二月に勘定人見習となつた。同九年十二月に勘定人本勤となり、弘化三年十一月には病死した祖父の宛行米三四俵三人扶持を相続し、宮崎表植物楮櫨取立御用向引受となり勤中は增高八俵宛を拝領している^①。見習い期間も含めて約二五年勘定人を勤め、それだけ地元と深い関係を築いていたことは想像に難くない。取置（葬儀）への出席者も、日を改めての「御悔」への庄屋・部当の参列など代官同様であったことがわかる。清太郎の場合、益悔は「七月十日郡中庄屋・別當中同道ニ而差上申候、差出之品ハ郡中壱ツニ而差出申候」とあり、大庄屋の参列はなかつたようである。このほか代官身内の葬儀については、文久三年二月一日に代官佐藤嶋之助母が病死した際には、御悔に郷士より二〇〇文宛、郷足輕は一〇〇文宛納錢している。親族の葬儀・益悔まで宮崎郡が面倒をみていることから、彼らと在地の深い信頼関係を窺うことができる。宮崎代官・勘定人は家族同伴で宮崎に赴任するが、菅波平右衛門のように俸が後役に就任すればそのまま現地に留まつたり、また小川清太郎家のようにほぼ勘定人を世襲し、時には代官まで昇任するなど長期に亘って在勤することがその背景にあつたからであろう。

第1表 安政三年宮崎郡太田組村々上納米・運上銀

	太田村	吉城村	大塚村	源藤村	中村町	福岡町	合計
村高(石)	3,147.38025		1,723.93873	330.60194			5,201.92092
真米(石)							
本田米	323.18900	221.57500	214.68200	50.07700			809.52300
本畠米	51.84100	45.14600	40.13900	12.62600			149.75200
新田米	5.79700	0.47600	4.42600	0.05700			10.75600
新畠米	6.17100	0.66300	2.98000	0.13000			9.94400
見取	1.27600	—	0.72300	—			1.99900
御口米	11.64800	8.03600	7.88900	1.88700			29.46600
又口米	11.99800	8.27700	8.12500	1.93300			30.33300
小計① (俵ニズ)	411.92000 (1,293.2000)	284.17300 (710.17300)	278.96400 (697.16400)	66.71000 (166.31000)			1,041.76700 (2,604.16700)
赤米(石)							
本田米	210.90000	137.30000	200.20000	29.40000			577.80000
御口米	6.32700	4.11900	6.00600	0.88200			17.33400
又口米	6.51700	4.24300	6.18600	0.90900			17.85500
小計(石) (俵ニズ)	223.74400 (186.45333)	**145.66200 (121.38500)	212.39200 (176.99330)	31.19100 (25.99250)			612.98900 (1,532.18900)
真米ニズ②							510.82413
穀料米(石)③	3.52000	1.15000	1.40000	2.06000			8.130
真米計①～③ (俵ニズ④)	601.89333 (1,504.29333)	406.70800 (1,016.30800)	457.35730 (1,143.15730)	94.76250 (236.36250)			1,560.72113 (3,901.32113)
獻納米⑤ (俵ニズ)	51.17372 (*127.37372)	33.04543 (81.24543)	35.23800 (88.03800)	7.68330 (19.08330)			127.14045 (315.24507)
米合計④+⑤ (俵ニズ)	653.06705 (1,632.26705)	439.75343 (1,098.15343)	492.63530 (1,231.25530)	100.64630 (251.24630)			1,761.90208 (4,214.10208)
地子銀(匁) 定期					370.700	58.400	429.100 71.246
71.246							
運上銀							
酒屋運上							
小商人	1軒 2,790	- 軒 6,000			1軒 54,000	4軒 63,600	117,600
總治屋	6軒 15,000				69軒 83,000	- 軒 15,000	100,790
附屋	1軒 3,000				1軒 2,500	2軒 6,000	29,500
博屋	2軒 2,000	2軒 2,000	1軒 1,000		2軒 4,500	5軒 13,500	24,000
豪頭屋					1軒 1,000		6,000
博勞	1軒 2,000	1軒 2,000			25軒 33,000	5軒 8,786	41,786
投綱	2軒 4,000				1軒 2,000	2軒 4,000	12,000
燒耐屋	1軒 4,000	1軒 4,000			1軒 2,000		6,000
清酒場		10,000			11軒 44,000	5軒 20,000	72,000
網運上		2,000			20,000	18軒 46,260	30,000
鴨運上						- 軒 3,000	55,250
室屋運上						8軒 54,600	5,250
蓋縄籠苦運上	395.719	434.628	551.936			- 軒 13,500	70,100
商札							1,382.283
小計	428.509	460.628	567.186	22,000	14.枚 24,000	350.860	24,000
					147.386		1,976.569
小物成口銀	11.784	17.304					29.088
諸小物成銀	106.650	73.060	70,940	16,560			267.210
標墨代銀							23.673
御口掛包代銀	16,408	3,491	19,144	3,300	16,670	7,003	55,216
口銀					11,121	1,752	13,260
又口銀					11,455	1,805	
掛包代	9,577	2,038	11,174	1,930	6,686	1,053	32,458
小計	144,419	95,893	101,258	21,790	45,932	11,613	420,905
千石夫銀	361.300	226.240	249.340	54,850			891.730
銀合計(匁)	934.228	782.761	917.784	169,886	767.492	217.399	3,789.550

(註) 安政三年辰「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。村高は明治2年「竈数石高人別調帳」。各村々の合計は計算上の数字。
*給地返納米1俵09538を含む。単位は米=石・俵、銀=匁 **計算上の数字。

地子銀が賦課された。は、上納米が免除される代わりに計は一七六二石余(四二一四俵余)であつた。なお中村・福島両町

間勤めたことから、太田組に関する年貢勘定等について詳細に記録している。それもとに、安政三年太田組村々の年貢上納米と運上銀を示したものが第1表である。宮崎平野では真米とともに赤米の生産が盛んであり、真米・赤米ともに上納されている。太田組四村分として真米一〇四一石余(二六〇四俵余)に対して赤米六一二三石余(一五三二俵余)であり、赤米が全体の約三七%を占めるが、中でも大塚村では真米二七八石余に対して赤米は二一二石余と約四三%に上る。真米・赤米それぞれ上納されるが、最終的に商品価値の面から真米一に対し赤米一・二の割合で真米に換算された。上納米総

(一) 太田組の年貢・諸役

堀四郎は太田組大庄屋詰を四年

当村天満宮破損仕居候ニ付修復仕度奉存候得共、自力ニ而出
来兼、氏子中助力も届兼申候処、幸此度通り掛之歌舞伎役者四
五人近方江逗留罷在候ニ付雇入、村内嶋川原ニ而晴天十日、無
木戸錢場少々取立、芝居興行御免被成下候ハヽ、為冥加金子四
両献納仕度、右余力ヲ以修復料之内江差加申度奉存候、尤興業
中我難之儀無御座候様取締相付可申候間、何卒願之通御免被
成下候ハヽ、難有奉存候

午四月	太田村天満宮社人	串間但馬
	同村大庄屋元詰	湯地栄四郎
	同村大庄屋兼帶	猪八重亭蔵

修復費用を自力で捻出できないため、通りかかりの歌舞伎役者を雇
つて川原で一〇日間興行したいという願書である。芝居興行の冥
加金として四両を献納し、その余力を天満宮の修復費用に宛てると
している。この興業でどれだけの収入があつたかは分からぬが、
役所へ四両の冥加金を献納し、天満宮修復の費用が賄えるだけの収
益はあつたと思われる。興業によつて神社修復費用を賄うこととは、
安政六年四月の太田村大将軍宮修復でも確認される。この場合は、
近辺を通りかかった女太夫を雇い、五日間の淨瑠璃興業の収益を修
復費用に充てることを願出、役所には冥加金一両を献納するとして
いる。ところが興業が始まつた四月十六日晚から二十一日晚まで
雨続きであつたため、さらに三日の延長を願出たところ、役所は冥
加金二両の増額を条件に、五月五日・六日・八日の三日延長を認め
た。いずれの場合も宮崎郡村々を通りかかった「歌舞伎役者」や「女
太夫」たちを雇つて興業が行われてゐることで、当時の宮崎郡にお

ける文化的様相の一端を垣間見るように興味深い。

安政六年十一月晦日、栄四郎は高齢といふこともあり太田組大
庄屋詰を免じられた。詰方は丸四年に及び、年が明けて正月六日
に栄四郎は浮田村の実家へ帰つた。当日は浮田村から年寄の庄兵
衛と郷足輕の良藏が迎えに来、福島町から日高清次郎ら三人が見
送つてゐる。二月十六日には太田組大庄屋猪八重亭蔵・中村町部
当岩切文兵衛をはじめ大塚村庄屋・太田村年寄・源藤村年寄たち
七人が、樽肴持参で詰方の礼のため栄四郎宅を訪れ勞つた。彼ら
には鯉の吸物など三ツと肴五ツ程が振る舞われてゐる。当時栄四
郎は六五歳であったが、役儀から完全に開放されたわけではなく、
浮田村庄屋心添と生目村庄屋後見は慶応元年八月まで勤めてい
る。

二 宮崎郡の年貢と諸役

延岡藩領宮崎郡村々の多くは宮崎平野のほぼ中心部に位置し、
村高平均は大島組九六二石余、太田組一三〇〇石余、跡江組八三〇
石余、瓜生野組一〇九一石余と、藩領全体からみても大村が多い。
耕地に占める水田の比率も概して高く、大島組花ヶ島町の七九%
余を最高に、同組南方村七五%余、跡江組柏原村七三%余、同組浮
田村六九%余などで、田畠合わせると宮崎郡全体では七五%を超
える。反対に山林・原野は一六%強にすぎず、全体として田畠の
広がる平野部村落であった。⁽⁸⁾ ここでは栄四郎が大庄屋詰を勤めた
太田組村々を対象に、年貢・諸役の特徴についてみてみたい。

第2表 安政三年郡中勘定

品 目	銀(匁)	米(石)	備 考
役所水夫3人賃銀 飯米	360.000	7.96500	正月～12月、1人前120匁宛 1人前2石655、350日分、1日0石0075
大庄屋元走番賃銀 飯米	480.000	10.62000	辰年分、1人前120匁宛 4人分、1人前2石655、1日0石0075
庄屋給米 庄屋・部当給米 跡江組 瓜生野組 太田組 大島組		21.42000 12.80000 16.30000 29.20000	
庄屋筆紙墨代 跡江組 瓜生野組 太田組 大島組	397.110 208.750 293.900 572.190		
小松村渡守給 伊満福寺五穀成就祈祷料 延岡御年札入用 半切たばこ代 年中宿御札 延岡宮崎屋 佐土原宮崎屋	500.000 384.000 150.000 50.000	5.40000 4.00000	飯米賃銀 正月・九月 延岡へ御年札罷出庄屋持参にて差出 〃
銀穀相場高岡開合 銀穀相場本庄開合 銀穀相場城ヶ崎開合 銀穀相場佐土原開合	5.760 11.520 5.760 5.760		年新用鴨1羽代 本庄別当2人～〃 城ヶ崎部当1人～〃 佐土原部当1人～〃
公儀へ米相場請込書作成 筆紙墨代 抜荷証文作成筆紙墨代 郡中平均勘定時立合賄入用 役人往来時郡中庄屋部當世話 茶代 天保13年～役所水夫賃銀増	14.000 10.000 60.000 19.200 768.000		岩切文兵衛 〃 小川文兵衛 高妻啓助 四所四人賃銀、1人前192匁宛
合 計	4,295.950	107.70500	

(註) 安政三年「諸品控日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。

島組一町八村一九石二斗となつてゐる。なお庄屋給米は二石八斗である(ほかに高二五石分の役が免除される役高があった)。大庄屋給についての記載はないが、延享四年時点で「年々米五俵宛」とあり、藩から給されている。また役所水夫三人および大庄屋元走番四人には、賃銀として一年分一人銀一二〇匁と飯米一日七合五匁宛、三五〇日分として二石六斗五升五合が給されている。必要経費として筆・紙・墨代が、跡江組三九七匁一分一厘、瓜生野組二〇八匁七分五厘、太田組三九三匁九分、大島組五七二匁一分九厘に上るが、特に宮崎役所のある大島組(特に下北方村)の額が大きい。

このほかの雜費として小松村渡守給として飯米賃銀が五石四斗、伊満福寺が請負つてゐる正月・九月の五穀成就祈祷代四石、毎年正月に慣例として宮崎郡惣代が延岡城下へ上り年札を述べたが、その際の土産代(半切煙草)三八四匁、延岡城下までの往復時に宿泊を利用する延岡・佐土原両宮崎屋へ宿代がそれぞれ一五〇匁・五〇匁であった。また宮崎郡内の銀穀相場は周辺の藩・幕領の平均額を基準に決定されたため、跡江組は薩摩藩領高岡町へ、瓜生野組は幕領本庄町、太田組は飫肥藩領城ヶ崎町、大島組は佐土原へそれぞれ開合が派遣され、その際に手土産として一人鴨一羽代五匁七分六厘が計上された。その他公儀へ米相場請込書作成筆紙墨代一四匁と抜荷証文作成筆紙墨代一〇匁が中村町部當岩切文兵衛へ、郡中平均勘定時立合賄入用として六〇匁が小川文兵衛、役人往来時郡中庄屋部當世話茶代一九匁二分が高妻啓助、さらに天保十三年以降宮崎役所の水夫賃銀増四人分七六八匁(一人一九匁)、合計四貫一九五匁九分五厘・米一〇七石七斗五合となつてゐる。

「御用日記」にみる幕末の宮崎 — 「湯地栄四郎日記」を読む — (大賀郁夫)

これに対して諸上納銀は、運上銀・小物成口銀・夫銀に大別される。商人運上銀は中村町が一三八軒・三三二六匁余と商札一四枚・二四匁、福島町が二三軒・一四七匁余と町場として多く、村方では太田村が一四軒・三三匁余と多い。商人別では小商人が六九軒と圧倒的に多く、以下素麺屋二五軒・網運上一八軒・室屋八軒・鍛冶屋六軒と続く。中村町は当時軒数が一五四軒であることを考慮すると、九割近くが何らかの商売に関わり運上銀を上納していたことがわかる。また太田村では鍛冶屋が六軒と組中では最も多く、紺屋・樽屋・博労・投網・焼酌屋などがあり、在方商業が盛んであったことが窺える。

このほか藁縄筵苦の運上銀がかなりの額に上り、上納銀合計のうち大塚村では約六〇%、古城村約五六%、太田村四二%を占める。さらに夫銀として千石夫銀と糠藁代銀の額もかなり大きい。

銀額に占める割合をみると、藁縄筵苦代銀一三八二匁余が約三六%を占め、千石夫銀八九一匁余(約二四%)、地子銀四二九匁余(約一一%)、糠藁代銀二六七匁余(約七%)の順となっている。中村・福島両町以外でも、村内では商業活動が広く行われていたことがわかる。

中村町は天正十三年に町立てされたと伝えられ、福島町は寛文二年に太田村内の大淀川右岸の荒野を開発して町立てされたといふ。⁽⁹⁾ 上納された宮崎郡の年貢米は各組の郷蔵に集荷され、中村・福島両町および上野町から廻船商人によって延岡や大坂へ回漕された。「日記」には文久年間の廻米について次のような記事がある。

文久元酉年

一十月朔日初穀納申来候、大庄屋元より御沙汰有之候

初御積立十一日ニ大坂御廻米、後藤忠穀殿御船米四十俵出し

文久二戌年 米弐拾六俵有之候

一九月十三日初穀納申来候、大庄屋元より御沙汰有之候

初御積立九月廿九日大坂御廻米、太田直三郎殿船六十五俵出し

文久三亥年

初穀ハ九月廿二日初有之候

一九月廿九日御積立米弐拾六俵大坂御廻米、太田直三郎殿船江相渡シ

安政五年には「延岡領赤(江)川御用船」として、福島町船主常吉船宝栄丸九〇〇石積をはじめ同町日高清次郎船栄嘉丸八〇〇石積・同町後藤忠蔵船宝栄丸七〇〇石積・上野町金丸孝助船栄福丸七五〇石積など大型船計六艘がみえる。これらに加えて中村町の太田直三郎船などによって大坂・延岡への廻米が行われたのである。

(二) 郡中銀勘定

安政三年の郡政運用費勘定についてみてみよう。第2表はその品目・代銀・代米を示したものである。

まず人件費であるが、庄屋・部当給米として跡江組八村一二石四斗二合、瓜生野組二村一二石八斗、太田組二町四村一六石三斗、大

四九人のほか宮崎郡で総計三三三人に上っている。⁽¹⁾ 太田村では一六人が銀五貫目（錢五四六貫二七文）、福島町では一四人・銀一〇貫九〇〇目（錢一二九二貫二八四文）であった。栄四郎はこの時太田組詰であり、宮崎役所から「初発差入銀主取扱一統献納願出、申年以來度々御借入ニ付而茂骨折差動」、すなわち太田組村々の献納者斡旋に尽力したとして宮崎役所から米三俵を増給されている。

安政改革が効果なく終わったあと引き続き文久改革が進められるが、藩は文久二年五月に江戸表入用米を高割で一〇石に三斗一升宛、同年閏八月には小前に高役銀として一〇石に米三斗宛、翌三年三月には米国への備えとして米一五〇〇俵を郡方割、五〇〇俵を郷士割として賦課した。こうした間断ない御用調達銀や高役金賦課に宮崎郡村々は疲弊の度を増しており、小前たちの中には名請地を手放す者が相次いだ。万延二年三月には浮田村の寅太が畑七畝一四歩を錢九〇貫文で永代売し、その代銀は同村の長嶺良蔵が持高一〇石を担保に寅太から借用している。持高を所持しない者は、本人や身内を質に奉公に出た。次の史料は栄四郎家に俸を奉公に出した文蔵が提出した奉公人証文である。

奉公人証文之事

一身代錢式拾八貫文

右者私儀当午御上納方ニ差支、俸豊治と申もの當午年三十一才罷成候者、御方様江作奉公ニ壳渡、身代錢慥かニ受取、御上納方仕候處実正ニ御座候、身請之儀者右錢差立次第、其年之暮御暇可申請候、仕着等之儀者夏冬御家並御渡可被下候、万一取

遁欠落者不及申ニ不奉公仕候ハヽ、請人連印中々急度埒明、御方江少茂御難損相掛申間敷候、後日為慥成連印証文仍而如件

天保五年

跡江村壳主

文藏

十二月

五人組頭受人

市兵衛

湯地栄四郎殿

同断

善四郎

俸豐治を作奉公に出しその身代錢で年貢を上納したのであるが、「壳渡」「壳主」との表現が痛ましい。豊治の身代錢が融通できなかは不明であるが、かなり難しかったであろう事は十分に推測できる。

村々を困窮に落とし入れた要因の一つに寺社の勧化があった。

安政四年二月には多賀勧化銀として錢三五貫文が要求され、太田組では福島町の後藤・日高両家から借りることで応じている。翌年には伊勢太夫上下五人が宮崎郡内に廻り勧化を行っている。

同年二月には宇佐八幡宮大破修復費として勧化があり、藩からは「信仰之輩者物之多少ニよらず可致寄進」ことが触れられた。同年六月には延岡城下の淨菩提院による三カ年の勧化が行われている。庄屋たちの相談で郡中として年間米五〇俵を上納することが決められたが、不足分は村々を廻って回収するという使人に対しても、庄屋たちは「百姓之儀も近年ハ大キ困窮ニ御座候」と理解を求めている。また同時期に、五年に一度勧化に廻ってきた高野山來迎院の使僧が一軒に五〇文の上納を求めたのに対し、大庄屋たちは「当分ハ百姓茂村々困窮ニ付当秋迄御断申上候、秋之出使ニ而差上候」と相談して断っている。

藩は期限前に年貢皆済を行った者を「奇特者」として酒代を下賜

こうして算出された銀穀額は次の通りである。

是ハ安政三辰年扣置候趣

高合式万千四百拾壹石九升三合七勺

郡中

六千八拾四石六升四合四勺式才

跡江組

三千式百八拾八石九斗九升式合四勺

瓜生野組

四千式百九石式斗五升五合五勺壹才

太田組

七千八百式拾八石七斗八升五合四勺

大嶋組

右者郡中年々平均勘定立品扣之通立方ニ相成候、其段下北

方村かりや元ニ大庄屋中、外ニも壹組より壹両人宛立合勘定

有之候趣

郡中高二万一千四百一石九升三合七勺を、各組高に応じて配分勘定がなされるのである。この年は下北方仮屋に大庄屋と各組から一・二人が立合人として参加している。このように村役人の必要経費など郡運営のための諸費用は各組一村に割振られ、「諸勘定之儀者霜月十日前ニ筆者方ニ而念入勘定致、其上ニ而若相違茂有之候ハ、其年直ニ筆者方引合可致候」と、さらに個人に賦課されたのである。

(三) 献納銀賦課

財政難に苦しむ藩は、領内村々に御用調達銀や高役銀を頻繁に賦課した。文政六年七月二十八日に賦課された高役銀は高一千石につき二五匁五分三厘宛、浮田村では「一貫八〇二匁を上納してい。続く天保三年五月、同十三年六月にもほぼ同様額が賦課され

ているが、後者は藩主が将軍の日光参詣に随身するための費用捻出分であった。嘉永元年十一月には一〇石につき米三斗宛、七年間の献納を命じられ、「田方虫付枯穂」のため献納できなかつた三年分を延長して、安政五年に浮田村分計六一二俵三斗四升七合を献納している。さらに翌安政六年二月にはさらに四年間の献納延長が命じられた。

元治元年九月、城下より下郡役が出役して浮田村に再度高役銀が命じられた。毛付高一一六七石三斗五升一合に対し一〇石に七両宛、金八一七両・永一四五文七分、これを三年かけて献納するのである。当年は一〇石に三両宛で三五〇両余（錢四三七七貫五六四文）、慶應元・二年には一〇石に二両宛で各二三三三両余を上納することになる。この時村は、高役金を上納するために田一反三畝歩を永代に売却している。

高役金のほかにも富裕層を対象に御用調達銀が繰り返し賦課された。安政元年十二月に貸上銀が賦課されたが、太田組では検見がなされるほど百姓たちが困窮しており、米現物ではなく代錢一六〇貫文を他所から借用して役所へ納入している。また同三年二月、藩は万延元年までの五年に亘る財政整理仕法を立て実行に移すが、その改革備金として領内から四万両を調達する計画を発表し、宮崎郡には七三〇〇両が割付けられた^⑯。

同年十月五日には城下から御用人と下郡が宮崎役所へ出役し、郡中小前および郷士たちに御用調達銀を命じた。形式上は「借用」であるが、実質的には「献納ニ願出候様御沙汰」とあるように「献納」強制であった。この調達銀賦課に応じた者は、郷士（格を含む）

いるが、乗物一八や女中が乗った女乗物一三など二〇〇人余りの大行列であった。栄四郎は柏原村まで見物に出かけている。慶応二年四月十四日には佐土原藩主の母君一行一〇八人が中村町に宿泊し、翌日青島に参詣、再度中村町に泊まり生日八幡宮に参詣し、柏田町に渡って上北方村岩戸宮に参詣した。村々庄屋・年寄たちが同道案内しているが、浮田村からは年寄の久吉が同道している。

②巡見使の通行

天保九年二月十九日、幕府は将軍代替わりの恒例として諸国巡見使を派遣した。さらに同月二十六日には勘定方に諸国幕領巡見を命じた。⁽¹⁵⁾

先に宮崎郡を通行したのは幕領巡見使一行であった。閏四月二十七日、昨夜綾に宿泊し本庄で昼をとった田口岩藏ら三人が用人らとともに当所を通行し、その日は吉村に宿泊した。大瀬町村境まで代官菅波平右衛門が出迎え、上別府村から幕領吉村境まで同役羽生八郎が案内を勤めた。翌日幕領江田村と大島村境まで羽生が、佐土原領境までは菅波が一行を見送った。栄四郎たち九人は前日から大瀬町村に詰め、当日は巡見使に一人ずつ用人にも一人ずつ附いて世話をし、上北方村では茶を上程している。

七月十九日晚、飫肥領山仮屋に泊まつた曾我又左衛門ら三人の諸国巡見使一行は大雨のため二十二日まで同地に足止めされ、翌二十三日漸く出立して清武町で昼をとり、夕刻中村町三カ所に宿泊した。栄四郎一二人は源藤村から中村町まで案内し、宿泊の差配を行つた。巡見使曾我又左衛門は用人二人と侍衆二人・中間一七人の総数四一人、大久保勘三郎は用人二人・侍衆一九人・中

間一三人の三五人、近藤甚七郎は用人一人・侍衆一九人・中間二人の三四人という大所帯であった。翌二十四日宿所を出立した一行は、宮崎人足によって佐土原領新名爪村まで見送られた。宮崎代官はそれぞれ境目まで同行案内しているが、藩からは家老代として郡奉行平野又右衛門と清水三郎太夫が延岡より出役している。巡見使一行を佐土原領境まで無事見送った郡奉行たちは、翌二十五日宮崎役所を出立して帰途に就いているが、郡中庄屋たちが花ヶ島町まで総出で見送っている。

③日田郡代往来

安政二年五月、日田郡代池田岩之丞一行二九人の通行があつた。二十二日高鍋に宿泊した一行は翌日佐土原で昼を取り、花ヶ島町で休憩した後幕領吉村に宿泊した。二十四日に吉村を立った一行は中村町別当所で小休し、生日八幡宮へ参詣した。その後小松村から名田渡しにより赤江川対岸に渡り、景清廟・岩戸宮に参詣している。一行は柏田村で小休したのち、宮崎人足送りで幕領本庄町に向かった。この通行では寄物頭取を後藤忠藏、本陣亭主を栄四郎が務めたほか、領境大瀬町村までの案内に三人、人馬方は瓜生野組大庄屋清水平治ら四人、借上物方を太田辰三郎や日高清次郎ら中村町・福島町の豪商たち四人、渡場方を役所手代ら四人、荷寄持を椎半七らが務めている。花ヶ島町・中村町・生日村では弁当を、柏田町を拠点としてそれぞれが詰め、花ヶ島町・生日村では弁当を、中村・柏田両町では茶を振る舞つた。郡代一行の通行ということで「郡中ニ而大きニ諸入用ニ相成候、段々御普請も有之候ニ付四ヶ所ニ而段々世話方相立被成候、品々ニ入用申候趣、大工・木挽・左

しているが、文久三年に郡全体で一三九人だった「奇特者」は、元治元年に九七人、慶応元年に一二三人とやや持ち直すものの、慶応三年には四八人まで激減している。⁽¹²⁾ 藩が間断なく賦課していく納銀や高役銀に応じて、多額の銀を献納し大庄屋格・郷士格等を獲得する者がいる一方で、年貢上納にも差支える者は着実に増加しているのである。

三 街道と村

近世期宮崎郡には日向諸藩の城下町を結ぶ街道がいくつも通っていた。飫肥城下から清武を通り加納村—太田村から赤江川を渡り上野町—江平町—佐土原城下を結ぶ飫肥街道、佐土原城下から本庄・嵐山村を経て高岡町を通り都城に通じる薩摩街道、高城郷桜木で薩摩街道から分岐し山之口・田野・船引・加納村を経て源藤村から宮崎に至る鹿児島街道が郡内を通った。これらの街道は諸藩主の参勤交代をはじめ幕府巡見使や日田郡代等の通行、藩主や家老・郡奉行等の巡見、庶民の旅行に頻繁に利用され、上野町・中村町・花ヶ島町等には旅人宿が置かれて賑わった。ここではその様子を記した記事からいくつか事例を示し、町村がそれらにどのように対応していたのかみてみたい。

このほか、飫肥藩主伊東氏の参勤や高鍋藩秋月氏の福島巡見に際しても飫肥街道の通る中村町や上野町の通行があり、また生目村の生日八幡宮や上北方村の岩戸宮への参詣があった。文久三年三月二十一日、伊東氏母堂が高岡から富吉・柏原・跡江・小松村を通り、大塚村多宝寺で昼休、福島町・中村町を通り清武村へ出て

は、同九年正月のことである。⁽¹³⁾ 前年から城下から宮崎郡までのコースと宿泊・休憩地、供養等の差配を進め、正月二十八日に延岡城を出立した。家老加藤又左衛門・用人佐野新五左衛門・郡奉行清水三郎太夫ら一行三〇〇人程、馬三疋の大行列であった。

一行は門川・高鍋でそれぞれ一泊し、二月一日佐土原奴田仮屋に立ち寄り小休した。宮崎郡からは人足六〇〇人・馬五〇疋が当地まで出向き、蓮ヶ池で小休しながら夕刻に下北方村の宮崎役所へ到着した。この時栄四郎は上別府村庄屋島原津之助ら六人で人馬方を勤め、人馬割のため佐土原宮崎屋とともに馬の差配や宿割に奔走し、宮崎代官羽生八郎も佐土原まで出迎えに岡田していいる。

二月四日から組ごとに漸次巡見が始まり、四日大嶋組、五日太田組、六日跡江組、七日瓜生野組を巡見し、四組の大庄屋たちが案内している。八日、郡中郷士の五人組頭のほか「事訣候者」数人が政義へ目通りし、政義から儉約すべき旨を命じられ、畏まって遵守するよう返答した。十一日には神武宮に政義をはじめ役所役人に至るまで参詣し、大掛かりな神樂が催され流鏑馬も披露され、栄四郎は桟敷世話役を勤めた。政義一行は十三日に宮崎役所を出立し、代官たちは高鍋まで人足六〇〇人・馬五〇疋で見送り、栄四郎はここでも人馬方を勤めている。

(二) 宮崎郡往来と対応

①延岡藩主の宮崎郡巡見

天保五年に家督を継いだ新藩主政義が宮崎郡村々を巡見したの

一三人の大所帯であり、日数五三日をかけて無事帰村している。

なお栄四郎自身は、天保元年閏三月二十五日に親族七人と供一人の計八人で伊勢参りをしている。

(二) 薩英戦争と長州出兵

日向国と薩摩国を結ぶ幹線には薩摩街道と鹿児島街道があり、特に高岡町から幕領本庄村を経て佐土原城下に至る薩摩街道は参勤をはじめ領主通行の主要ルートであった。

文久二年八月の生麦事件を契機に、薩摩藩は英艦の来航を想定した砲台強化と陸上戦闘準備に入る。翌三年六月二十七日に錦江湾に姿を現した英艦七艘は、七月一日薩摩軍と戦闘に入った。¹⁸⁾この薩英戦争が周辺諸藩に与えた衝撃は計り知れず、諸藩の海防強化が急速に推進されていくことになる。¹⁹⁾

薩英戦争の情報は宮崎郡村々にも伝わり、いろいろな風聞が流れている。栄四郎も「日記」に次のように記している。

一伊ざる酌（イギリス—筆者註）國之もの大船數鹿児嶋表江
七月初二參候趣、其儀ニ付高岡・綾・穆佐・倉岡侍衆中同道

ニ而御出立、鹿児嶋表江同道ニ而罷出被申候趣、段々沙汰有之

候趣

薩摩藩閥外四カ郷である高岡・綾・穆佐・倉岡の外城衆中にも出兵命令があり、慌ただしく鹿児島へ向かったことが分かる。また、

佐土原御殿様御供侍中八百人程茂、御同道ニ而七月五日御出

立、其晚五日ばんハ高岡御泊り被遊候趣、鹿児嶋表江御越之趣

支藩佐土原藩も、藩主島津忠寛が藩兵八〇〇人程を率いて鹿児島

に向かったことを記録している。忠寛たちは薩摩街道を鹿児島に向かい、高岡で宿泊している。家老は同月十三日に、また忠寛は八月五日に帰路についているが、福島町の後藤忠藏は本庄村で忠寛にお目見えしている。薩摩街道は宮崎郡中を貫通していないため直接的な接触はなかつたが、外城衆中や佐土原藩などの動向から緊張感は栄四郎たちにも伝わったはずである。元治元年五月の島津久光下向に際しては、薩摩街道を通行する久光に挨拶するため、栄四郎たちは嵐山村まで出向き、高岡経由で帰村している。

延岡藩は情報収集のため、七月十日物頭の忍左司馬・用人原田茂弥ら一〇人と足輕二人を宮崎役所へ派遣した。彼らは薩英戦争についての情報を収集する一方で、宮崎郡の櫟植物場の見分を行っている。浮田村は七月二十二日に見分し、長嶺・生日村の見分を済ますと生日八幡宮に参詣した。一行は宮司の高妻国衛宅で酒三升と取肴二ツを振る舞われている。薩摩藩との緊張感の差は否めない。見分は二十三日までに終わり、二十七日には庄屋・年寄全員と植物掛合まで役所へ出向き酒を下された。忍たち一行は八月八日に引き揚げた。

慶応二年六月七日に開始された第二次長州戦争には、延岡藩は幕府軍として出兵しており、藩主内藤政挙は広島へ出陣している。この戦闘には宮崎郡村々から約二〇〇名が広島まで出ているが、「日記」には次のようにある。

慶応二寅年七月廿日出立致候

一げい州郡廣嶋国表、殿様方式拾大明（名）程御詰ニ相成、其節ニ延岡御殿様御詰被遊候ニ付、其節ニ宮崎郡ヲ式百人程

「御用日記」にみる幕末の宮崎 — 「湯地栄四郎日記」を読む — (大賀郁夫)

官・材木・畠屋・樽屋所々ニ而入候趣⁽¹⁶⁾と出費の嵩みを嘆いており、栄四郎は日記に「郡方めいや（わ）く」と記している。

④藩役人の往来

藩領内でも政治的・経済的に要所である宮崎郡には、高役金賦課や刑事事件の取り調べの検使出役など城下から藩役人が頻繁に訪れた。文政五年三月には郡中巡見として家老加藤又左衛門が出役している。二十一日、郡中を一通り巡見した加藤は大庄屋宅で小休した後、神武宮で五穀成就祈祷として神樂を執行させ、神樂掛けとして一組から一人宛出すよう命じている。また流鏑馬も行われ、庄屋たちは九月祭礼同様に棧敷に袴着用で務めた。帰りには栄四郎たちが佐土原まで見送り、佐土原で重箱一つ・酒三升が家老から下されている。

用人や郡奉行・下郡クラスの藩役人が出役する場合は、庄屋たちが花ヶ島まで送迎した。安政四年二月二十二日、宮崎役所に到着した郡奉行清水五郎右衛門は二十四日に役所において郷士や庄屋・五人組頭らに対して条目を披露した。翌日は栄四郎や後藤忠蔵ら八人に御用勤めを慰労して酒が振る舞われた。二十六日から清水は代官・勘定人を伴って組別に村々を巡回し、二十六・二十七日は跡江組、二十八日・二十九日大嶋組、晦日太田組、三月朔日瓜生野組を見て回った。翌二日には村々の植物方・掛合中に酒を振る舞い、三日に延岡に向けて出立した。庄屋らは花ヶ島町まで見送っている。郡奉行出役の場合庄屋は羽織袴で村境まで出迎えて案内し、昼餉の世話を等は村賄である決まりであった。出迎えや見送りにたいそう人手と費用がかかり、それが村賄であったこと

から、領主はもとより藩役人の往来が宮崎郡住民の生活を圧迫したこととは十分に推測される。郡奉行や下郡・用人の宮崎郡出役は、前述したように巡見もさることながら、郡内への高役金や御用金賦課が目的であることが多かった。

⑤庶民の旅

近世期、一般の百姓たちが現実生活からの一時的解放感を求めて信仰名目の物見遊山の旅をするようになるのは、寛文～元禄頃といわれる。「日記」中にも伊勢参詣や温泉湯治などで通行手形を申請する例がいくつか見られる

(第3表参照)。

宮崎郡村々からは豊後別府・

薩摩栄野湯など温泉場への湯治や、肥後熊本清正公・霧島山への参詣が多いが、伊勢神宮への参詣もみられる。文化年間には摂津有馬への湯治や四国巡礼などもあり、遠方への旅行も少なくない。旅行に出た者は男性が圧倒的に多かったが、湯治などには女性も行っている。旅行人には数の多くは二～四人ほどであったが、元治元年七月に伊勢参りに出発した浮田村の長沼幸兵衛らは、男二人・女一人の総計

第3表 「日記」にみる旅行届

年	西暦	申請日	旅行先	男	女	計	日数
安政 3	1856	3/20	豊後国別府温泉	1人	1人	2人	30日
"	"	"	薩摩国栄野湯	2	4	3	25
"	"	3/26	霧島山代参	—	—	—	3
"	"	3/	鶴戸櫛原山参詣	—	—	—	5
"	"	—	肥後国清正公参詣	—	—	—	15
"	"	—	霧島山代参	—	—	—	3
"	"	3/	薩摩国鹿児島表	2	1	3	15
"	"	6/	豊後国別府温泉	1	1	2	30
"	"	6/	薩摩国栄野湯	1	1	2	20
文久 3	1863	6/17	伊勢参詣	—	—	—	8月
元治 1	1864	6/13	伊勢参詣	12	3	15	中
"	"	8/19	筑前表	3	3	6	20

(註) 安政三年「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫家文書) より作成。

鑑)」を演じると降雨の御利益があるのか、九日晚に郡中で演じられたが残念ながら雨は降らなかつた。興業に金五両を費やしたとしている。

十八日には太田組中の者たちが天満宮で臼太鼓踊りを奉納し、翌十九日から郡中の山伏たちによって柏田町八龍宮で雨乞祈祷がなされた。旱魃が深刻となり、藩主からも雨乞祈祷を行うよう社人・宮司たちに命じられ、二十六日まで銀四匁が下賜されている。

七月十八日から盲僧中が下北方村真鏡坊宅で祈祷を行い、二十八日からは神武宮社人たちによって二夜三日の祈祷が執行された。同日には郡中村々で臼太鼓踊りが奉納され、伊満福寺でも祈祷が行われているが効果は現れなかつた。七月中は全く雨が降らないまま八月に入り、事態は深刻度を増していった。

八月三日から二夜三日の雨乞祈祷が神武宮と上北方村岩戸寺で執行され、役所からは法仏開帳が行われた岩戸寺へ参詣する旨の触が組下村々に出されている。七日は跡江組と大島組、八日は瓜生野組と太田組村々で臼太鼓踊りが奉納された。雨が降らなくなつてから五一日の八月七日、待望の降雨があつたものの「九ツ時頃分ニ少シ古出シ、日々少々ツ、古り申候趣、七日迄八日・九日・十日迄少々古り、十一日迄天き成候」というように小雨であり、一日には天氣は回復してしまつた。

旱魃による田方への被害は深刻であつた。「日記」には「虫付枯穂大痛」と記されており、村方からは「百姓困窮取続成兼」として検見願を出す動きがあつたが、栄四郎たち村役人は押しとどめ

ることに奔走している。しかし村方は是非とも願上るよう迫つたため下郡・宮崎代官たちが見分し、結果的に種子夫食米三〇俵を貸下げることで漸く決着した。

自然環境に大きく影響される農業を維持するため、旱魃に際しては雨乞祈祷に頼るしかなく、村々は龍神へ臼太鼓踊りを奉納したのであるが、対処法は祈祷だけではない。天水田の多い宮崎郡平野部では早くから溜池が造設され利用されている。次節では宮崎郡村々の溜池の状況についてみていくことにしたい。

(二) 宮崎郡の溜池

宮崎平野のほぼ中央を南北に分断して日向灘に注ぐ赤江(大淀)川は、日向国最大の河川である。延岡藩領宮崎郡村々はこの赤江川を挟んで向き合うように存在するが、大川であるため農業用水として利用できいため各地に溜池が作られ利用された。大嶋組上別府村の場合、田数九四町九反七畝二〇歩のうち五四町三反六畝三歩(五七%)が溜池利用であった。^①

第5表は宮崎郡村々の溜池を示したものである。一村で共有するものを含めて、一四村で一〇三の溜池と一三の夏堤が確認される^②。このうち五八カ所が「古來有之分」でうち三一カ所が「高不相知」、残り二七カ所の合計反別は八五町六反八畝一七歩・四九六石四斗八升三合一勺九才である。また四五カ所が「御所替以来出来候分」すなわち内藤氏入封以降のものであり、その合計は五二町一五步余・六六二石五斗二升一合三勺、総計では一三七町八反五畝一二步余・一一五九石五合一勺二才に及ぶ。一町村に平均約

「御用日記」にみる幕末の宮崎 — 「湯地栄四郎日記」を読む — (大賀郁夫)

現地に詰め、九月八日から十月十三日の間に全員が無事帰国している。彼らの賃金は畠四郎が三三二両のほかは一人三〇両宛、合計三〇二両は「田割出し専渡、其金ニ而相払申候」と、村内の上田九反歩を売却して調達したものであった。無事だったものの、村としてはたいへんな負担であったことがわかる。

第4表 第二次長州出兵軍用人足（浮田村分）

字名・田	人足名	年齢	期間	日数	賃金
(福嶋町) 余り田・上田1反歩 せ戸口・上田1反歩 鳥越口・上田1反歩 長田下・上田1反歩 岩崎下・上田1反歩 城ノ下あみ前・上田1反歩 使かえ下・上田1反歩 くぼ橋口・上田1反歩 田ふゑ下・上田1反歩	*串間畠四郎 坂本清作 好兵衛 徳次郎 貢太 畠市 寅治 宇之助 辰五郎 弥助	26歳 53 31 35 22 23 32 26 42 27	7.20～9.8 7.20～9.14 7.20～9.13 7.20～9.8 7.20～9.14 7.20～9.8 7.20～10.10 7.20～10.11 7.20～10.10 7.20～10.13	49日 55 54 49 55 49 80 81 80 83	32両 30 30 30 30 30 30 30 30 30

(註) 安政三年「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫氏文書)より作成。*串間畠四郎は太田組福嶋町の郷足軽。

罷出、其節として跡江村
大庄屋松浦市郎殿孫松
浦藤太殿、太田組より源藤
村串間畠四郎と申入、郷
足軽兩人罷出候、首尾能
相勤罷帰り被申候

同寅年九月八日、式三人
者さきニ罷帰り申候、日
数四十九日ぶりニ罷帰
り申候

宮崎郡から約一〇〇名、浮田
村からは跡江組大庄屋孫松浦
藤太と太田組源藤村の串間畠
四郎ら郷足軽を含む一〇名を
広島まで出している(第4表参
照)。七月二十日に出立した彼
らは、四九日から最長八三日間

近世期の日向地方は、寒冷化の影響で毎年のように災害に見舞われた。安永七年から寛政七年までの一八年間の災害の項目別出現回数をみると、暴風雨が二五件と最も多く、次いで洪水・長雨の各一八件、旱魃一五件の順となっている。²⁰⁾毎年ほぼ一回以上の頻度であったことがわかる。文政九年十月三・四日の大雨では「稻大氣ニ流シ、村ニ而七百抱余流シ」とあるような被害を出し、さらに同十二年五月二十三日の大雨風は大洪水となり、「是ハ戌年(文政九年)の水より此丑年の水ハ式尺余之まし」と記録されている。また安政四年七月二十九日の大雨では「堂宮道筋土橋段々痛有之」、さらに太田組郷蔵が破損したため勘定人・郷組が出役して調査し、八月十八日から三日間かけて修復普請がなされた。

暴風雨による被害も甚大であるが、逆に旱魃も農民生活に計り知れない損害を与えた。宮崎郡各村々では旱魃に対し頻繁に雨乞祈禱が行われた。安政三年九月には旱魃のため上野町大乗院宅において雨乞祈禱がおこなわれ、翌年閏五月にも中村町衆の世話で雨乞祈禱として天満宮で相撲が奉納されている。具体例として安政六年七月八月に実施された雨乞祈禱の様子をみてみよう。安政六年は六月十七日から天気続きで、七月に入っても降雨の気配がなかった。七月九日、郡中で雨乞祈禱が行われたが、その当時福島町下に芝居の一座が逗留していた。「日記」には「すがわら致候度雨ふり候趣ニ付」とあるように、「すがわら(菅原伝授手習

四 雨乞いと治水

(二) 災害とその対策

第6表 溝池普請関係表

年	西暦	溝池	期間	費用	人足数	備考
安政 3	1856	正月田	1/17 ~ 3/5	305 〆 306	7394	
安政 3	1856	照明院	1/20 ~ 2/15	—		土手痛普請
安政 3	1856	西田	1/22 ~ 2/13	大錢 24 枚		
安政 3	1856	祇園前・青池	4/7 ~ 4/14	8 〆 977		土手明け普請
安政 4	1857	浦ノ迫	11/28 ~ 閏 2/20	74 〆 241	4955	高 1815 石割
安政 5	1858	太田村川井迫	1/25 ~ 3/5	230 〆 119	604	
万延 2	1861	内ノ宮田	1/19 ~ 1/14	53 〆 358		
文久 1	1861	祇園前・青池	8/21 ~ 8/25	13 〆 180	1016	上別府村 628 人
文久 2	1862	柏原村	1/13 ~ 1/29		1209	
文久 2	1862	下北方村	2/7 ~ 3/23		1442	
文久 3	1863	池内村	1/20 ~ 1/22		334	
文久 4	1864	名田村	1/25 ~ 3/18		330	大田村 495
慶応 2	1866	祇園前・青池	7/7 ~ 7/11	340 〆 216		

(註) 安政三年「諸品扣日記帳」(渡辺邦夫氏文書) より作成。

四・三カ所あったことによる。普請年は様々であるが、古くは慶安・明暦・承応期に作られたものもある。溝池普請については上別府村の場合、高一〇〇石につき五〇人宛「村役」として勤め、外から人足を雇った場合は一日一人赤米五合の扶持米を出した²²⁾。また溝池から用水を引く溝は、毎年全員で溝浚いを「自普請」でおこなつた。

栄四郎が太田組大庄屋元詰を勤めていた安政五年の太田村川井迫溝池の普請をみてみよう(第6表参照)。正月二十日から勘定人菅沼半三郎と郷組日高林作が出役し、三月五日に完成するまで同所に詰めた。完成当日は代官菅波平右衛門が見分のため出役し、翌六日半三郎たちは役所へ引き取つた。栄四郎は大庄屋猪八重亭蔵たちと宮崎役所まで

出向き礼を尽くしている。普請にかかった人足数は延べ四九五人、うち太田村から二二九人、郡から加勢二八二六人であった。費用総額は二三〇貫一一九文、うち七二貫文が加勢人足の扶持米代、二一貫文を中村町から、二〇貫四五〇文を福島町から「役目」として取立て、一七貫八七二文が「新田掛り出」、八貫七二文が品々払代であった。残り九〇貫七一四文は、高一八一五石に対して一〇石につき五〇〇文宛取り立てている。

宮崎郡村々では大規模な溝池普請には周辺の村々から多数の加勢人足が徴発され、労働力の融通が頻繁に見られた。浮田村から他村の溝池普請への加勢人足の延数は、文久二年正月十三日~二十九日柏原村に三八八人、同年二月七日~三月二十三日下北方村に八二一人、文久三年正月二十日~四月二十二日池内村に一四四二人、同四年正月二十五日~三月十八日名田村に三三四人を数える。多くの加勢人足が作業するなかでは諍いは避けられなかつた。万延二年正月二十二日、上北方村新溝池普請に浮田村から四八人が加勢人足に出でていたところ「鬭論喧嘩口論」となつた。具体的な経緯は記されていないが、宮崎役所から勘定人菅波半三郎が出役して調停にあたつてゐる。また自村内でも、溝池の用水をめぐる騒動が起つてゐる。安政四年七月二十五日、村中が祇園宮に集まり、浮田村西田溝池の水をめぐり郷蔵枠取役松浦藤蔵・水引役の傳蔵・豊吉の三人が村中から詰問される事件が起つた。事件の内容は不明であるが、太田組大庄屋元詰であつた栄四郎は浮田庄村屋を勤める伴栄蔵から帰村を強く要請され、翌日浮田村へ駆けつけた。夜半まで話し合いは続けられたが埒が明かず、村

「御用日記」にみる幕末の宮崎 — 「湯地栄四郎日記」を読む — (大賀郁夫)

第5表 宮崎郡村々溜池一覧

組	村	溜池名	畝数	石高	普請年	組	村	溜池名	畝数	石高	普請年
大嶋組	下北方村	矢の崎	353.100	29.15000	寛文 7 年以来	太田組	古城村	時雨	14.070	—	年号不知
		現王	68.280	5.68900	元禄 1 年			伊満福寺下	28.225	—	"
		越ヶ迫	143.220	11.85800	元禄 2 年			池の内	68.250	—	"
		長廻上	29.270	2.36510	"			大谷	29.100	—	"
		長廻上	37.060	2.94300	"			後東寺迫	—	—	"
		門の瀬貝	288.270	31.80620	文化 4 年			原田	—	—	"
		小計	922.000	83.80930				宮ヶ迫	72.090	10.83470	宝曆 3 年
	名田村	野間田	43.220	6.25380	年号不知			和田内	98.260	14.12000	文化 10 年
		野間田	48.010	9.02480	文化 13 年			池之内	57.100	5.19334	"
		小計	91.230	15.27860				大谷	93.240	14.44270	文化 9 年
上北方村	いやヶ谷	52.000	7.40100	年号不知	小計		322.090	48.59074			
		走山	46.220	5.75580	元禄 9 年		外梅ヶ迫夏堤	13.000	—	年号不知	
		本且	64.080	10.41680	明和 6 年		後藤寺迫 "	10.000	—	"	
		い手本	106.150	16.53240	文化 11 年		丸を "	3.000	—	"	
		小計	269.150	40.10560			源藤村	358.275	—	年号不知	
	花ヶ島町	矢口	326.290	44.31650	年号不知		池田	10.000	—	"	
		坂平	—	—	年号不知		宮田迫	187.000	23.80340	"	
		石田	97.150	16.29700	明和 4 年		鳥越	—	—		
		もゝきり	146.100	23.80330	文化 8 年		小計	555.275	—		
		池内通	52.000	7.18000	文化 10 年		太田村	320.025	41.05840	明暦 1 年	
村角村	外、夏堤	295.290	47.28030	年号不知	川井迫		49.030	0.89200	宝曆 6 年		
		63.270	8.03880		寺山		24.260	3.10300	元禄 11 年		
		白拍子	250.245	13.67240	年号不知		塔の迫	29.210	2.08900	元禄 15 年	
		北田	104.000	8.00600	元禄 12 年		内野迫	—	—	年号不知	
		小計	354.245	21.67840			鴨ヶ迫	158.040	18.90000	文化 9 年	
	大島村	鳥喰	361.000	32.85100	年号不知		小計	581.265	68.04240		
		新聞	84.195	7.73900	"		外野中田夏堤	56.000	—	年号不知	
		苗入場	243.075	25.21010	文政 4 年		池の内	43.000	—	"	
		小計	688.270	65.80010			板谷 "	13.000	—	"	
		江平町	—	—	年号不知		大塚村	92.285	10.15643	年号不知	
江平町	馬渡	川骨	—	—	年号不知		越ヶ迫	37.000	—	"	
		馬渡	—	—	年号不知		池の内	41.065	—	"	
		鍛冶屋その	95.100	9.57020	天明 2 年		錦ヶ迫	561.000	60.80024	寛文 5 年	
		小廻	114.100	16.80950	文化 5 年		無量寺	6.000	0.67320	元禄 12 年	
		池内	94.200	10.53840	享保 3 年		乱橋	39.115	4.33616	年号不知	
	権現前	*66.137	7.82850	文政 6 年			柳ヶ迫	35.015	2.03910	元文 4 年	
		小計	*370.237	44.74660			小計	*812.180	—		
跡江組	跡江村	時地	—	—	年号不知		大迫	—	—		
		不か由	—	—	"		越ヶ迫	—	—		
		三ツ原	—	—	"		池の内	—	—		
		石旦	—	—	"		錦ヶ迫	—	—		
		井尻	—	—	"		無量寺	—	—		
	外、夏溜池	上の旦	—	—	"		乱橋	—	—		
		73.58560	—	引高(溝成共)			柳ヶ迫	—	—		
		15.000	—	年号不知			小計	*812.180	—		
		外、夏溜池	73.58560	—			大塚村	92.285	10.15643	年号不知	
		小松村	181.280	23.42260	慶安 3 年		越ヶ迫	37.000	—	"	
浮田村	高場様	水移り	35.195	1.09900	元禄 15 年		池の内	41.065	—	"	
		城の迫	22.180	2.59970	寛保 1 年		錦ヶ迫	561.000	60.80024	寛文 5 年	
		高場様	49.160	5.98510	文化 13 年		無量寺	6.000	0.67320	元禄 12 年	
		小計	289.115	33.10640			乱橋	39.115	4.33616	年号不知	
		西田	—	—	年号不知		柳ヶ迫	35.015	2.03910	元文 4 年	
	寺追	浦の迫	116.120	14.93450	宝曆 3 年		小計	*812.180	—		
		寺追	44.040	5.53300	文化 5 年		大迫	—	—		
		角力田	150.000	13.15860	文化 13 年		越ヶ迫	—	—		
		小計	*310.160	33.62610			池の内	—	—		
		外あぶみの平堤	54.225	—			錦ヶ迫	—	—		
富吉村	黒田	真反田	456.140	52.59330	慶安 3 年		無量寺	—	—		
		八幡迫	109.130	8.61730	年号不知		乱橋	—	—		
		菰田	5.250	0.77930	宝曆 5 年		柳ヶ迫	—	—		
		小計	*624.150	70.39930	文化 3 年		小計	—	—		
		外八幡迫夏堤	10.000	—	年号不知		大迫	—	—		
	生目村	松ヶ迫夏堤	44.050	—	"		越ヶ迫	—	—		
		山府	33.005	4.02900	元禄 8 年		池の内	—	—		
		山府	52.230	6.28339	元禄 15 年		錦ヶ迫	—	—		
		三反田	29.170	4.01683	宝曆 4 年		無量寺	—	—		
		山府	84.190	10.15589	寛政 1 年		乱橋	—	—		
瓜生野組	瓜生野村	八の久保	33.220	4.34752	文化 11 年		柳ヶ迫	—	—		
		牛山	93.150	10.91365	文化 14 年		小計	—	—		
		小計	327.065	39.77628			大迫	—	—		
							越ヶ迫	—	—		

(註) 文政十亥年改「宮崎郡村々溜池箇所付帳」(明治大学博物館蔵内藤家文書 第一部二六普請74) より作成。
—不明。*計算上の数字。数字は一致しない。

註

- (1) 志村洋・吉田伸之編『史学会シンポジウム叢書 近世の地域と中間権力』(山川出版社 二〇一一年) i 頁。
- (2) 本「日記」の正式表題は「安政三辰年一月廿日諸品控日記帳」。この「安政三辰年二月廿日」は、六一歳を迎えた栄四郎が前年一二月一日に太田組大庄屋元詰を命じられ、太田組郷藏元へ詰めるようになった日であり、これから明治三年八月二十五日までの約一六年間書き綴られた「御用日記」である。もっとも、毎日の記事が詳細に記載されたというわけではなく、栄四郎が体験もしくは風聞した事項、および「安政三辰年迄九十七年ニ相成候」というように、過去の出来事や人名などをメモ的に書き留められた備忘録の要素が強い。太田組大庄屋元詰および浮田庄村屋心添という栄四郎の立場から、太田組村々や浮田村についての年貢や、村政に関する記載が中心であり、私生活の記事は極めて少ない。御用日記に備忘録的性格が加味されたものと言える。
- (3) 本「日記」と瓜生野庄村屋清水栄隆「安政六年萬扣帳」(長田・細山家文書)である。
- (4) 抽稿「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会—宮崎郡村々の組織と支配—」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第16巻第1号 二〇〇八年)。
- (5) 宮崎郡の組と村については、その組織や大庄屋・庄屋たちの系譜・相続方法などについて、①大庄屋は当所は世襲が原則であったが、文政期以降村方騒動などにより罷免・追放される例もあったこと、②罷免された大庄屋の後役には組内外にかかわらず村庄屋から選ばれたこと、③庄屋も原則として世襲であったが、適任者がいない場合は他村からの入庄屋や、宮崎役所郷組からの出役もあったこと、④嘉永期以降は郷士身分のまま大庄屋・庄屋を兼帶することが一般化したことなどが明らかになっている(拙稿「日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会」『宮崎公立大学人文学部紀要』第17巻第1号 二〇〇九年)。
- (6) 拙稿「日向延岡藩領宮崎郡における村役人と地域社会」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第17巻第1号 二〇〇九年)。
- (7) 「卒族由緒書チノ行」(明治大学博物館蔵内藤家文書第一部 30 叙緒・分限 6)。
- (8) 抽稿「内藤延岡藩領の特質とその支配—木村健「延岡藩領とその支配」の再検討」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第13巻第1号 二〇〇五年) 一五頁。
- (9) 『日本歴史地名大系第四六巻宮崎県の地名』(平凡社 一九九七年) 三七五頁。
- (10) 抽稿「幕末譜代藩の財政政策—日向延岡藩安政改革の藩債整理を中心にして—」(『九州史学』第九十二号 一九八八年)。
- (11) 安政四年九月十九日「萬覚書」。
- (12) 文久四年「宮崎御用部屋江申達控」(内藤家文書)。
- (13) 『宮崎県の地名』(平凡社 一九九七年) 四九〇五〇頁。なお薩摩街道の本庄村—佐土原城下間は肥後街道と重なり、鹿

「御用日記」にみる幕末の宮崎 — 「湯地栄四郎日記」を読む — (大賀郁夫)

方からは西田溜池を利用する田一反につき糲一俵宛を村へ差出すよう求められた。西田溜池掛田は約三〇町歩であり、俵数は六〇〇俵に上る。結果的に糲ではなく代わりに樽二〇丁と肴代九〇貫文を藤藏、樽二丁代八貫文宛を傳藏・豊吉からそれぞれ村に納めることで決着した。農業用水の多くを溜池に依存する宮崎郡では、溜池の普請・修復およびその管理に村役人たちは腐心しているのである。

むすびにかえて

湯地栄四郎が残した「日記」をもとに、幕末期の宮崎郡の状況についてみてきた。各章で明らかにしてきたことをまとめ、むすびにかえたい。

宮崎郡支配の仕組みでは、村役人の就・退任は必ずしも同じ組・

村で完結するものではなく、能力や年齢によって他組・他村から入る場合もあった。郡レベルで人事が行われていたため、経験の浅い場合には、熟練の大庄屋や庄屋が心添や後見となつて補助した。宮崎代官・勘定人の在任期間は長く、そのため在地とは深い信頼関係が築かれ、本人の身内の葬祭や盆悔などまで村が取り仕切った。

宮崎郡のうち太田組の年貢・諸役をみると、上納米については真米に対して赤米一・二の割合で真米に換算された。諸上納には運上銀・小物成口銀・夫銀に大別され、対象となる商家は中村町一三

八軒、福島町二三軒、太田村一四軒などであり、商業が盛んであつたことが窺える。安政三年の同組の郡政運用費としては、庄屋・別当給米のほか役所水夫や大庄屋元走番などの質銀に充てられた。宮崎郡が他領と接する場所だけに、銀穀相場は飫肥・薩摩・佐土原諸藩と幕領の平均額を基準に決定されたため、聞合が相談に派遣されている。献納金や高役金、寺社勧化金などが頻繁に賦課されたため、年貢上納に差支える者も出る状況であった。

宮崎郡は交通の要所であつたため、藩主の巡見や幕府巡見使・日田郡代および藩役人が頻繁に往来した。郡村々ではその支度や接待に多くの費用と労力が費やされ生活を圧迫した。伊勢参詣や霧島山参詣に加え、別府や栄野湯への湯治なども盛んに行われた。長州出兵には郡から一〇〇人が出役しており、浮田村からは一〇人が出役したが、その費用は村の上田を売却して賄われている。

宮崎郡は毎年のように災害に見舞われたが、特に日照りの際には郡内寺社に祈祷が命じられるとともに、雨乞いのための臼太鼓踊りが執行された。また天水田が多いため、宮崎郡には近世前期から溜池が造成され、文政期には二四カ村で一〇三の溜池と一三の夏堤が確認される。村々は定期的に溜池の修補や造成がなされ、大勢の加勢人が村々から徵發され共同作業を行つたことがわかる。

御用日記という性格から、個人の考え方や生活全般などを明らかにすることには限界があるが、幕末期の宮崎郡の状況と、そこに生きた人々の姿を垣間見ることができたと思う。残された御用日記の分析や他領との交流などは、今後の課題としたい。

児島街道の加納村—宮崎間は飫肥街道と重複した。

(14) (16) 天保九戌年正月「宮崎就御出駕萬覚書」(内藤家文書第一

一部四家296)。

(15) 『新訂増補 国史大系 続徳川実記第二編』(吉川弘文館 一九

九年) 三四九頁。

(17) 丸山雍成編『日本の近世⁶ 情報と交通』(中央公論社 一九

九二年) 二二六頁。

(18) 宮地正人『幕末維新変革史上』(岩波書店 二〇一二年) 三

九〇~九一頁。

(19) 抽稿「幕末期譜代藩の海防政策と「地域的動向」—日向延岡

藩を中心に—」(中村質編『開国と近代化』吉川弘文館 一九

九七年) 一六一~六二頁。

(20) 三好利奄『中・近世の日向国災害史』(鉛脈社 一九九六年)

二一〇~二三二頁。

(21) (22) 延享四年十月「日向国宮崎郡上別府村銘細帳」(『宮崎県

史料編近世³』一九九四年)。

(23) 文政十亥年改「宮崎郡村々溜池箇所付帳」(内藤家文書第一

部 二六普請⁷⁴)。

付記

史料閲覧・使用に関しては渡辺邦夫氏に御高配と御理解をいた
だいた。末尾ながら記して謝意を表わします。

史料閲覧・使用に関しては渡辺邦夫氏に御高配と御理解をいた